

令和6年（2024年）
第2回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名		第 5 6 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 建築基準法施行令及び宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
① 建築基準法施行令関係 敷地の接道義務や道路内建築制限に係る規定に適合しない「既存不適格建築物」について、外壁や屋根の大規模の修繕又は模様替を行う場合の認定に係る手数料を新設します。			
接道義務の緩和に係る認定申請手数料		28,000 円	
道路内建築制限の緩和に係る認定申請手数料		28,000 円	
② 宅地造成等規制法関係 宅地造成等規制法の改正による規制の強化に対応するため、開発行為並びに宅地造成及び特定盛土等の工事の許可に係る手数料を改め、土石の堆積の工事の許可に係る手数料を新設します。			
開発行為の許可に係る手数料		改正後	改正前
(例) 分譲型一戸建て住宅に係る開発面積が 0.1ha 未満の開発行為許可申請手数料		141,000 円	131,000 円
※他 26 件の改正			
宅地造成及び特定盛土等の工事の許可に係る手数料		改正後	改正前
(例) 造成面積が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の宅地造成に係る許可申請手数料		34,000 円	31,000 円
※他 12 件の改正			
土石の堆積の工事の許可に係る手数料		新設	
(例) 面積が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の土石の堆積に係る許可申請手数料		28,000 円	
※他 12 件の新設			
○ ①の改正は 2024 年 7 月 1 日から、②の改正は同年 7 月 31 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）			
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）			
○ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）			
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4273

議案概要

議案名	第 5 7 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 個人住民税の納税義務者が公益信託をした場合に、税額控除を受けられる範囲を拡大します。 ○ 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日に施行します。			
【主な関係法令】 ○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） ○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）			
【補足説明】 ○ 公益信託とは、個人や法人が、学術・技芸・慈善等の公益目的のために信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等が委託者の意思を反映した公益活動を行う制度です。具体的な事例として、奨学金支給、自然科学分野での研究費助成、社会福祉、自然環境の保全などへの助成があります。 ○ しかし、現行の公益信託制度は十分に活用されておらず、現在国では、より使いやすい制度とすることで、民間の公益活動を促進するよう見直しを進めています。 ○ 見直しの一環として地方税法が改正され、個人住民税について、これまでは国の認定を受けた特定の公益信託に対する金銭の支出のみが税額控除の対象であったものが、対象となる公益信託の範囲が広がり、金銭以外の財産（不動産や有価証券など）も控除が可能となるなど、税制の優遇を受けやすくなりました。 本改正は、この見直しに対応するものです。			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水	電話	724-3067

議案概要

議案名	第 5 8 号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 地域包括支援センター運営協議会が認める場合に、地域包括支援センターに配置する常勤の職員の配置基準を、次のとおり取り扱うことができるようにします。 ① 職員数の算定において、勤務時間に応じて非常勤職員を常勤職員に換算できること。 ② 複数の地域包括支援センターの担当区域を 1 つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置できること。 ○ 2024 年 7 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）			
問合せ先	いきいき生活部高齢者支援課長 早出	電話	785-5199

議案概要

議案名	第 5 9 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 介護保険法施行規則の改正に伴い、同規則から引用する規定を改めます。 「第 140 条の 66 第 1 号ロ (2)」→「第 140 条の 66 第 1 号イ」 ○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）			
問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 江藤	電話	724-4364

議案概要

議案名	第 6 0 号議案 町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田市立保育園において、地域の保育ニーズの増減に応じ、柔軟かつ迅速に定員を調整できるようにするため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 町田市立保育園の定員に係る規定を削り、規則で別途定めることとします。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月	電話	724-4467

議案概要

議案名	第 6 1 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例											
【議案提出の目的】 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。												
【議案の内容】 ○ 家庭的保育事業者等※1 の事業所の職員配置基準を次のとおり変更します。												
<table><tr><th>年齢区分</th><th>改正前</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>児童 20 人につき職員 1 人</td></tr><tr><td>4・5 歳児</td><td>児童 30 人につき職員 1 人</td></tr></table>		年齢区分	改正前	3 歳児	児童 20 人につき職員 1 人	4・5 歳児	児童 30 人につき職員 1 人		<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>児童 15 人につき職員 1 人</td></tr><tr><td>児童 25 人につき職員 1 人</td></tr></table>	改正後	児童 15 人につき職員 1 人	児童 25 人につき職員 1 人
年齢区分	改正前											
3 歳児	児童 20 人につき職員 1 人											
4・5 歳児	児童 30 人につき職員 1 人											
改正後												
児童 15 人につき職員 1 人												
児童 25 人につき職員 1 人												
※1 「家庭的保育事業者等」とは、原則 0 歳児から 2 歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。												
○ 公布の日から施行します。												
【関係法令】 ○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）												
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月	電話	724-4467									

議案概要

議案名	第 6 2 号議案 町田市住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例		
【議案提出の目的】 住居表示の実施に伴い、関係する条例 3 本を一括して整理するため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 2024 年 7 月 15 日に南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区において住居表示を実施することに伴い、町田市立学校設置条例ほか 2 本の条例に規定している同地区に存する市の施設の所在地の表示を改めます。			
＜町田市立学校設置条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
町田第六小学校	南大谷 1260 番地	南大谷七丁目 3 番 1 号	
南大谷小学校	南大谷 811 番地 1	南大谷六丁目 16 番 1 号	
町田第二中学校	南大谷 1327 番地	南大谷一丁目 9 番 1 号	
南大谷中学校	南大谷 985 番地 1	南大谷六丁目 17 番 1 号	
＜町田市学童保育クラブ設置条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
高ヶ坂学童保育クラブ	南大谷 1260 番地	南大谷七丁目 3 番 2 号	
南大谷学童保育クラブ	南大谷 811 番地 1	南大谷六丁目 16 番 2 号	
＜町田市子どもセンター条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
南大谷子どもクラブ	南大谷 264 番地	南大谷二丁目 29 番 4 号	
○ 2024 年 7 月 15 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 青木		電話 724-4254

議案概要

議案名	第 6 3 号議案 町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 宅地造成等規制法の改正に伴い、同法から引用する法の名称及び条項番号を改めます。 「宅地造成等規制法」→「宅地造成及び特定盛土等規制法」 「第 8 条第 1 項」→「第 12 条第 1 項」 ○ 2024 年 7 月 31 日から施行します。 【関係法令】 ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 青木	電話	724-4256

議案概要

議案名	第64号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 「町田都市計画金井関山地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 「町田都市計画金井関山地区地区計画」について、2024年4月26日町田市告示第60号で都市計画変更 [*] をしました。これに伴い、条例で引用する告示番号を改めます。			
※ 地区計画の対象となる区域を、下図のとおり変更しました。			
○ 公布の日から施行します。			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第 6 5 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 厚生労働省告示の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 患者の希望により長期収載品※1を処方した場合に、長期収載品から、最も高額な後発医薬品の価格を除いた価格の 4 分の 1 相当額を「長期収載品選定療養費」として徴収します。			
※1 ここでいう長期収載品とは、先発医薬品のうち、後発医薬品が公表されてから 5 年経過した等の一定の要件を備え、最も高額な後発医薬品を超えた価格のものをいいます。			
長期収載品から 後発医薬品の価格を 除いた額① 長期収載品選定療養費 (①の4分の1相当額) 最も高額な後発医薬品の価格 長期収載品の価格			
○ 2024 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 122 号）			
問合せ先	市民病院事務部 医事課長 吉本	電話	722-2230